

# 商品概要説明書

## 農業振興資金

(平成29年4月3日現在)

商品名	農業振興資金
お使いみち	<p>◎ 農業の振興と地域の発展に必要な資金が対象となります。ただし、負債を整理するための資金などは除きます。</p> <p>① 農業用建構築物造成取得資金 ② 農機具取得資金および取得にかかる諸費用 ③ 果樹等の植栽又は育成資金 ④ 牛、豚、鶏等家畜の購入又は育成資金 ⑤ 農地の取得又は改良造成資金 ⑥ 花木等の植栽又は育成資金 ⑦ 農村環境整備資金 ⑧ 内水面養殖施設資金 ⑨ 観光農業施設資金 ⑩ 再生可能エネルギー対応資金 ⑪ その他資金</p> <p>※ 上記資金の内容は別表をご覧ください。 ※ 詳細は当JA融資窓口までお問い合わせください。</p>
ご利用いただける方	<p>◎ JA組合員で次のいずれかに該当する方。</p> <p>① 農業を営まれている方または従事されている方（以下「農業者」という。） ただし、借入時の年齢が満20歳以上の方で、最終償還時の満年齢が80歳未満の方。</p> <p>② 農業者が主たる構成員もしくは出資者で、かつ議決権の過半を保有している法人または任意団体。</p> <p>③ 集落営農組織</p>
ご融資金額	<p>◎ 1億円以内で所要金額の範囲内となります。（1万円単位）</p>
ご融資期間 据置期間	<p>◎ 最長20年以内（お使いみちによりご融資期間は違います） ◎ 据置期間は最長7年以内（お使いみちにより据置期間も違います） ※ ご融資期間および据置期間の詳細は別表をご覧ください。</p>
ご返済方法	<p>◎ 元金均等返済（毎回の返済元金が一定となる方法）または元利均等返済（毎回の返済元利金が一定となる方法）とし、年1回、年2回又は毎月返済方式のいずれかをご選択いただけます。</p>
ご融資利率	<p>◎ JAの農業振興資金融資利率 ※利率は店頭に掲示しています。詳細は当JA融資窓口までお問い合わせください。</p>
担保	<p>◎ 必要に応じ担保を設定させていただきます。 ※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。</p>

保証	<p>◎ 和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>◎ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>◎ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>◎ 連帯保証人は実質的な経営者、経営者本人の配偶者（事業に従事する配偶者）、健康上の理由による事業承継予定者、積極的な協力者等（自発的な意思によるもの）に限ります。また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p>
保証料	保証料率：年0.33%
手数料	◎ JAにより取扱いが違いますので、お近くのJA融資窓口までお問合せください。
最低出資金額	<p>◎ 組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。</p> <p>出資金額は、JAにより取扱いが違いますので、お近くのJA窓口までお問合せください。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>◎ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店（所）または当組合本店（所）に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。</p> <p>当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>各組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口は<a href="#">こちらをクリック</a>ください。</p> <p>また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県JAバンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◎ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。</p> <p>JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>◎ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>◎ 現在のご融資利率やご返済額の試算は、当JA融資窓口までお問合せください。</p>

## 【別表】

資金	内容	ご融資期間	うち据置期間
1. 農業用建構築物 造成取得資金	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、農作物育成管理施設、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設、家畜診療施設、農業生産(農産物の処理加工を含む)に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等	20年以内	5年以内
2. 農機具取得資金および取得にかかる諸費用	原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、運搬用機具等、点検、修理、車検および購入に付帯する諸費用	10年以内	2年以内
3. 果樹等の植栽又は育成資金	定植、園地整備、樹苗養成に要する経費等、育成期間中の生産用諸材料費、雇用労賃等	15年以内	7年以内
4. 牛、豚、鶏等家畜の購入又は育成資金	牛、豚、鶏等家畜の購入資金等	10年以内	3年以内
	家畜の育成資金(飼料代、衛生費、種付料、畜産用機械器具等の賃借料、雇用労賃)	7年以内	2年以内
5. 農地の取得又は改良造成資金	農地等取得資金、農地等造成、農地改良、用排水路等	20年以内	5年以内
6. 花木等の植栽又は育成資金	定植、園地整備、樹苗養成に要する経費等	10年以内	
		育成期間中の生産用緒材料費、雇用労賃等	6年以内
7. 農村環境整備資金	事務所、集会施設、農業管理センター、水道施設、ガス供給施設、防火防災施設、休養施設、放送施設、道路施設、共同作業施設等	20年以内	5年以内
8. 内水面養殖施設資金	ふ化室、養魚池、飼料倉庫等		
9. 観光農業施設資金	観光農業施設の改良、造成、取得等		
10. 再生可能エネルギー 一対応資金(注)	農業への使用を目的とする太陽光発電設備等	10年以内	2年以内
	電力会社への売電を目的とする太陽光発電設備等	20年以内	
11. その他資金	農業関連資金のうち、基金協会が特に必要と認める資金	基金協会が認める期間	

(注) ①事業用地や設置場所となる建物構築物が自己所有(家族所有を含む)で、資産を賃借して行なう事業でないこと。

②地域の農業生産の縮小を招くような事業でないこと。